

長沼・岩瀬地域観光イベント事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、長沼・岩瀬地域の観光資源を活用した観光イベント事業を実施する事業者等に対して、地域振興及び観光誘客を目的とし、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、市内に事業所を有する法人、個人事業主又は複数人の市民で構成された任意団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (2) 法人税等を滞納していないこと。
- (3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、長沼・岩瀬地域における観光誘客を目的とする観光イベント事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長沼・岩瀬地域で実施する観光イベント事業
- (2) 地域の歴史、文化、特産品、自然資源等を活用した観光イベント事業
- (3) 本補助金以外に市から補助を受けていない事業

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、補助限度額及び補助率は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市以外の補助金又はこれに類する収入がある場合、その額を差し引いた残りの額を交付対象経費とする。

交付対象経費	補助限度額	補助率
観光イベント事業に要する以下に掲げる経費 報償費（講師、出演者等に限る。） 旅費（講師、出演者等の交通費及び宿泊費に限る。） 需要費（消耗品費は1件5万円未満のものに限り、食糧費を除く。） 役務費 委託料（交付対象経費の50%以内に限る。） 使用料及び賃借料 原材料費	1イベントにつき 50万円	交付対象経費の 2／3

2 補助金の額は、交付対象経費に3分の2を乗じた額とし、50万円を限度とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（概算払いの請求）

第5条 規則第8条の規定により、前金払又は概算払を可として交付決定を受けた場合は、次に定めるところにより請求することができる。

- （1） 請求回数の上限は、1回とする。
- （2） 1回あたりの請求額の上限は、交付決定額の100%以内とする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。